

資 料 編

資料１ 地震別被害想定

１．建物被害

	全壊					半壊					焼失 (棟)
	木造	RC造	S造	その他	合計	木造	RC造	S造	その他	合計	
東海地震	656	12	80	26	774	3,073	35	224	119	3,451	21
南関東直下プレート境界地震	109	0	0	4	113	1,229	0	0	39	1,268	2
釜無川断層地震	48	0	0	2	50	386	0	0	13	399	4
藤の木愛川断層地震	685	1	17	27	730	3,557	3	65	110	3,735	11
菅根丘陵断層地震	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
糸魚川－静岡構造線地震	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

出典) 東海地震:「山梨県東海地震被害想定調査」(平成17年)による

その他の地震:「山梨県地震被害想定調査報告書」(平成8年)による

焼失棟数は冬18時の出火を想定する

２．災害廃棄物発生量

	(t)					
	可燃物	不燃物	コンクリート がら	金属くず	柱角材	合計
東海地震	30,981	32,024	90,247	11,434	9,294	173,981
南関東直下プレート境界地震	5,827	5,892	16,879	2,141	1,748	32,487
釜無川断層地震	2,063	2,193	6,052	766	619	11,693
藤の木愛川断層地震	24,515	25,053	71,206	9,027	7,355	137,157
菅根丘陵断層地震	0	0	0	0	0	0
糸魚川－静岡構造線地震	0	0	0	0	0	0

出典) 東海地震:「山梨県東海地震被害想定調査」(平成17年)による

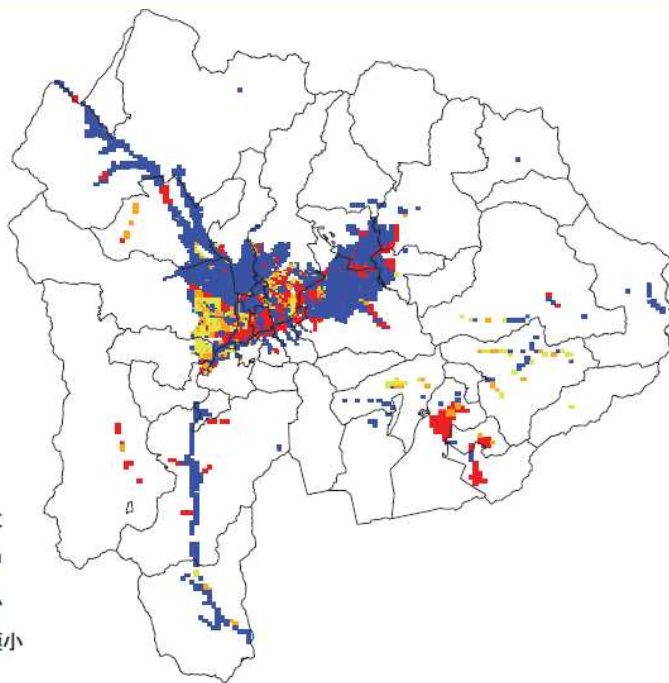
その他の地震:「山梨県地震被害想定調査報告書」(平成8年)による

液状化

甲府盆地中央部の甲府市・笛吹市・玉穂町・田富町などの他、山梨市・塩山市・勝沼町・富士吉田市・忍野村・山中湖村などで液状化が発生する可能性が高いと想定されています。これらの地域では建物被害、ライフライン施設被害、道路被害、河川堤防被害等が発生する可能性があります。

凡例

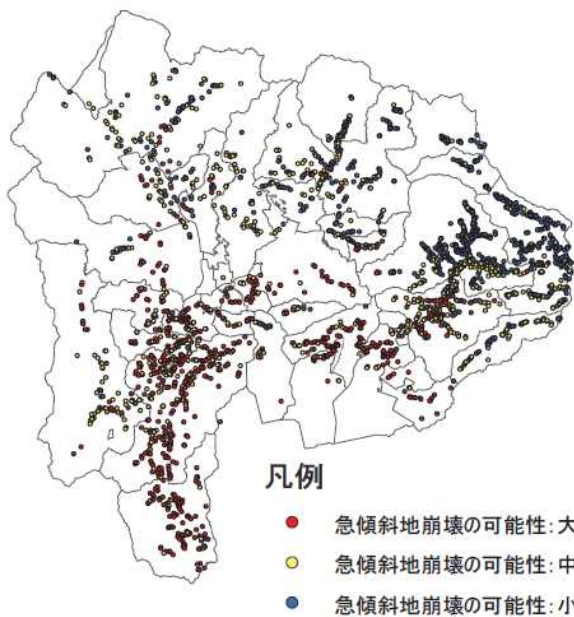
- 液状化発生の可能性: 大
- 液状化発生の可能性: 中
- 液状化発生の可能性: 小
- 液状化発生の可能性: 極小
- 液状化判定対象外



斜面崩壊・地すべり

急傾斜地崩壊危険箇所

身延町・南部町を中心に危険性の高い急傾斜地崩壊危険箇所が多く分布します。全県の危険箇所のうち約3割が危険性の高いランクに属します。

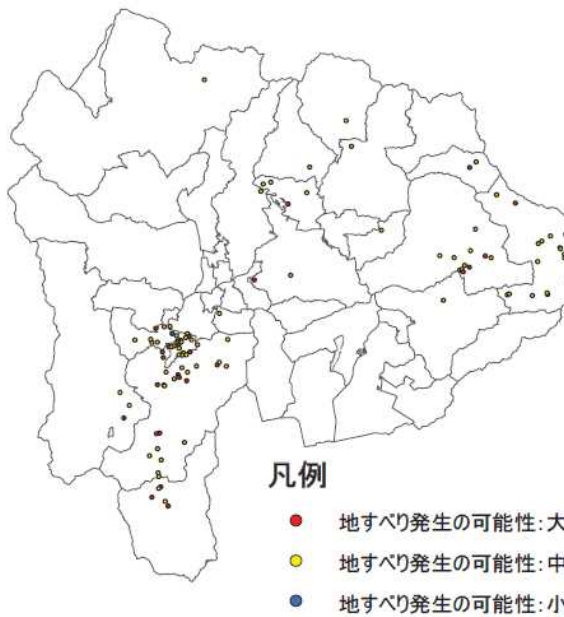


凡例

- 急傾斜地崩壊の可能性: 大
- 急傾斜地崩壊の可能性: 中
- 急傾斜地崩壊の可能性: 小

地すべり危険箇所

身延町を中心に危険性の高い地すべり危険箇所が分布します。全県の危険箇所の25%が危険性の高いランクに属します。



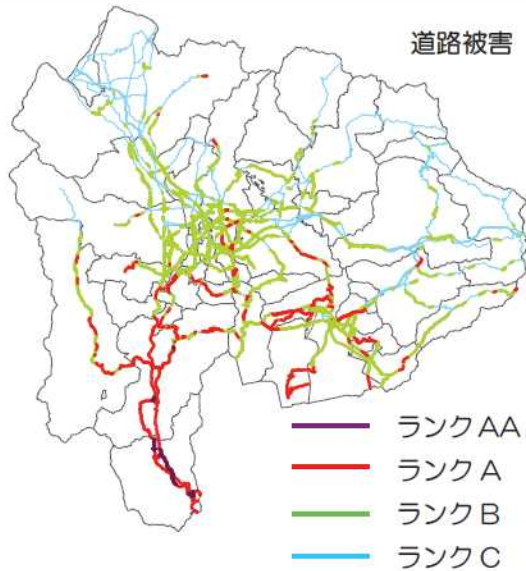
凡例

- 地すべり発生の可能性: 大
- 地すべり発生の可能性: 中
- 地すべり発生の可能性: 小

交通施設被害

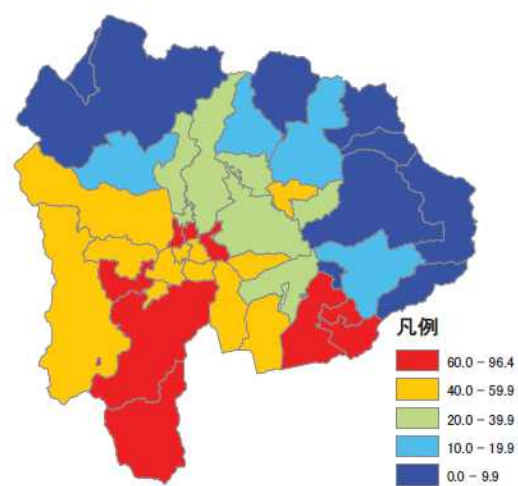
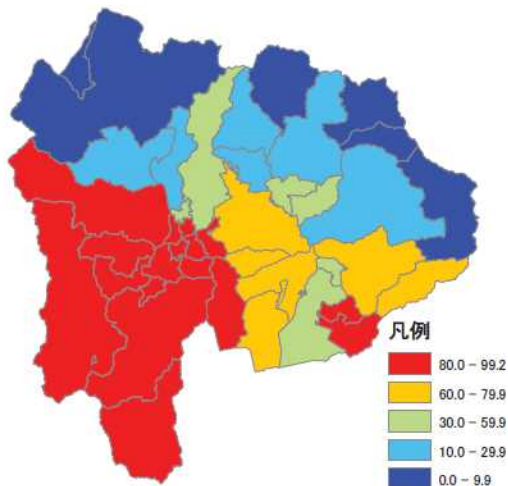
震源により近い身延町以南の国道 52 号をはじめとして、300 号、139 号などの路線の一部区間で通行が困難になると想定されます。ランク AA・A は大きな被害が発生する可能性があり、緊急輸送に大きな影響を及ぼす確率が高い区間を意味します。

笛吹川流域では液状化による影響で河川堤防等に被害が発生する可能性があり、増水時と重なった場合には浸水被害などに発展する可能性があります。また、都留市、身延町、南部町などの河川で斜面崩壊の影響を受けて河道閉塞が発生するなどの可能性があり、同じく、増水時と重なった場合には土石流に発展する危険性もあります。



ライフライン施設被害

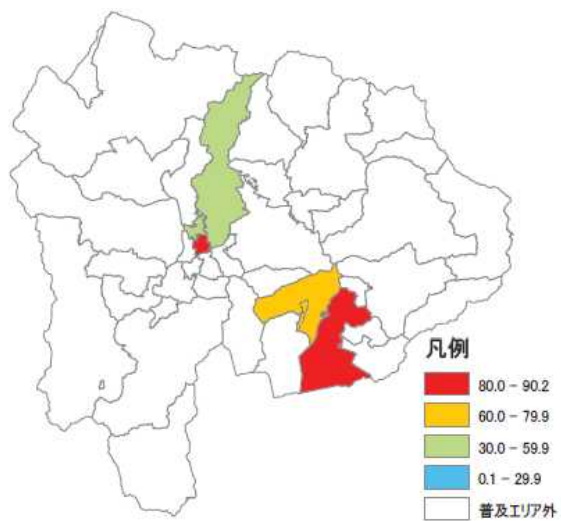
各ライフラインの機能支障率を見ると、震源に近い南部町・身延町・富士吉田市・山中湖村・忍野村を中心に大きな影響が生じる可能性があります。



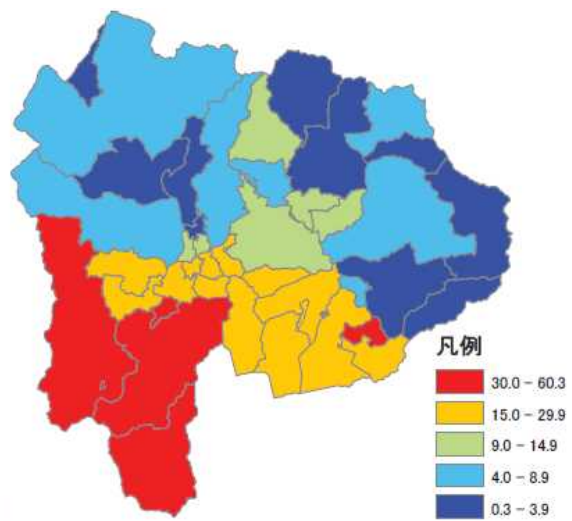
断水率 (%)

停電率 (%)

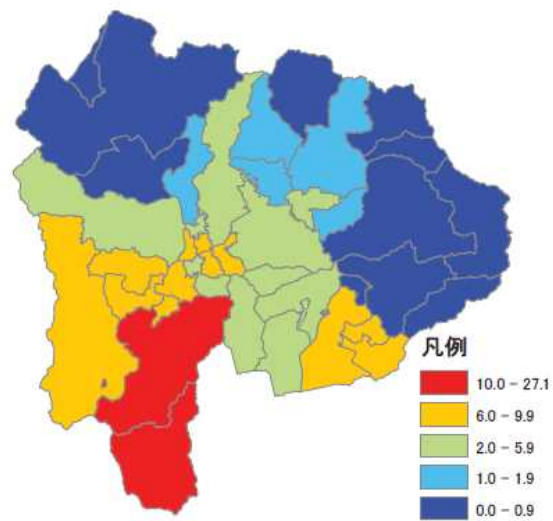
ライフライン施設被害



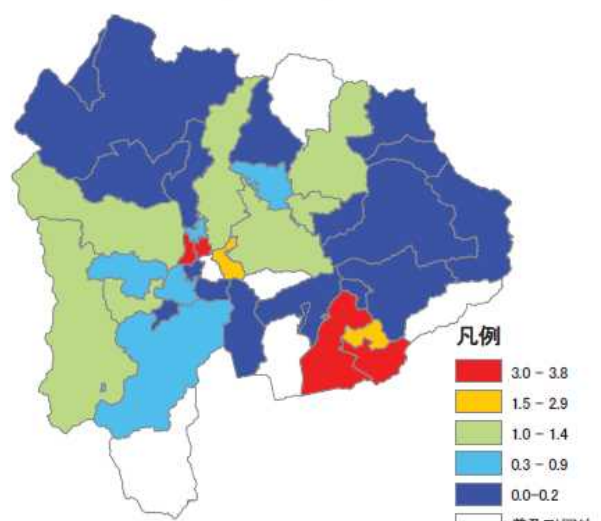
都市ガス供給停止率（％）



LP ガス機能支障率（％）



一般電話通話支障率（％）



下水道機能支障率（％）

資料：山梨県東海地震被害想定調査

資料3 受援体制の構築

最近の大規模災害は発生した場合、自治体単独での災害廃棄物対策が困難な量の災害廃棄物が発生する。災害廃棄物の処理を適正かつ円滑・迅速に行うためには、収集運搬や仮置場の管理・運営を行う人員や資機材、発注手続きや補助金対応等の事務作業を行う人員等、多くの人的・物的資源が必要となる。

国の「災害廃棄物処理対策指針」に示されるように、被害を受けた自治体に対する支援の在り方も必要であるが、「受援」の観点が重要である。

被災自治体で人的・物的資源が不足する場合には、他都道府県や市区町村、収集運搬支援団体から支援を受けて確保すること（受援）が必要となる。

平成28年に発生した熊本地震では、その後の「熊本地震を踏まえた応急対策・生活支援策の在り方について（素案）報告（H28.12 中央防災会議 熊本WG）」において、

受援を想定した体制整備について検討を進めるべき

と提言している。

東日本大震災や熊本地震等を踏まえて平成29年3月に策定された「地方公共団体のための災害時受援体制に関するガイドライン 内閣府」では、応援・受援の基本的な考え方で

地方公共団体は、「災害時の受援（応援の受入れ）体制を
あらかじめ整備しておくべきである

解説

災害が発生すると、たとえ被害の規模が小さく、影響範囲が限定的であっても、被災地方公共団体においては、通常業務の範囲や量を超えて生じる新たな業務への対応が必要となります。被害規模が大きくなり、影響範囲が拡大すれば、求められる対応の内容や量は拡大し、被災地方公共団体単独での対応は、一層困難になります。このような地方公共団体の対応力を超える状況下で不可欠なのが「応援の受入れ」です。

被災地外の地方公共団体は、災害対策基本法や災害時相互応援協定などに基づき、災害発生直後から職員の派遣、物資等の提供を行うなどして被災地を支援します。近年は、多くの地方公共団体が積極的な応援を実施するようになってきました。

一方、こうした応援状況の実態に対し、受援側の地方公共団体の準備は必ずしも十分とはいえません。

と掲げている。

以下、受援に向けて被災自治体が事前に準備しておく事項や、発災初期（場合によっては中長期）に支援者（都道府県や市区町村職員、学識経験者、収集運搬支援団体）を受け入れることを想定し、受援時に被災自治体を実施すべき事項を取りまとめた。

1. 平時から支援要請ルートの検討

- 支援要請ルートとして、市区町村が個別の民間事業者と締結している協定に基づくルートや、都道府県と産業廃棄物協会等が締結している協定に基づくルート、地域ブロックにおける災害廃棄物対策行動計画に基づくルート等、様々なルートが考えられる。また、これ以外にも自治体間で締結している包括支援協定や、初動・応急期においては「被災市区町村応援職員確保システム」（総務省）、復旧・復興期においては全国知事会・全国市長会・全国町村会等を介した地方自治法に基づく職員の派遣を要請するルート等がある。
- 様々な支援内容や支援要請ルートがあることから、災害時に円滑・迅速な支援要請を行うことができるよう、自治体は要請可能なルートやその支援内容を把握・整理し、想定される災害の規模も踏まえた上で、優先する支援要請ルート等をあらかじめ検討しておくことが必要である。なお、各自治体で災害時受援計画が策定されている場合には、それと整合を図ったものとする必要がある。

2. 受援に当たって留意すべき事項

- 被災自治体と支援者の間で災害廃棄物対応のスケジュールの認識に差異があると、支援のマッチングが上手くいかなかったり、処理スケジュールが遅れる事態が想定されることから、被災自治体は他都道府県や市区町村、収集運搬支援団体、学識経験者等の支援者との情報共有を意識して行う必要がある。
- 支援は様々な内容が想定されるが、支援者を受け入れるための準備を依頼することも支援内容の1つとして考えられる。

3. 受援体制構築の基本的な流れ

(1) 支援が想定される事項

主な支援要請事項を以下に記載する。

表 支援要請事項とその概要

支援要請事項	概要
① 生活ごみや避難所ごみ、し尿、片付けごみの収集運搬に係る人的・物的支援	ごみやし尿の収集運搬に必要な人員や収集車・運搬車等の機材の支援を要請する。
② 災害廃棄物の仮置場の管理・運営に係る人的・物的支援	仮置場の管理・運営に必要な人員、場合によっては重機等の機材の支援を要請する。
③ 災害廃棄物処理に係る事務支援（実行計画の策定や補助金事務等）	過去の災害において実際に災害廃棄物処理の経験や支援経験を有する自治体職員や専門家による支援を要請する。

(2) 受援体制構築の基本的な流れ

1) 支援要請が必要な事項及び期間の整理

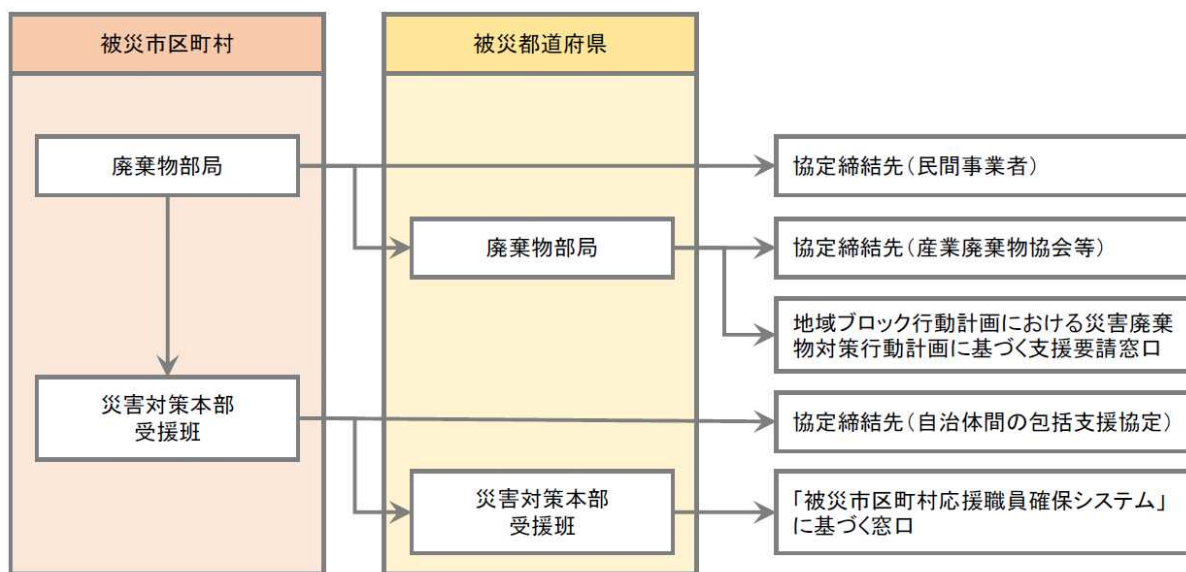
・被災自治体の廃棄物部局の職員は、支援者への要望を可能な限り取りまとめる（何／誰を、いつまで、どのくらいの数／量、支援が必要か）。
・被災自治体の廃棄物部局の職員は、要望と現在の受入れ状況から支援の過不足を整理した上で、支援が必要な量と期間を決定し、支援要請書を作成する。
・なお、被災自治体だけでは要望を取りまとめるのが困難な場合には、支援先から派遣されてくる先遣隊と調整・協議して要望を取りまとめることも可能である。

2) 災害対策本部への報告（※災害対策本部に受援班が設置されている場合は受援班への報告）

・被災自治体の廃棄物部局の職員は、上記1)で取りまとめた結果を、災害対策本部（または受援班/担当）に報告する。

3) 支援の要請

・被災自治体の廃棄物部局の職員は、平時においてあらかじめ検討した支援要請手順を元に、災害の規模や被害状況を踏まえて支援要請を行う。
・支援要請の内容は、都道府県や地方環境事務所とも共有する。



※地域ブロック行動計画における災害廃棄物対策行動計画に基づく支援要請窓口は、地域ブロック毎に異なることから、地域ブロック行動計画を確認することが必要。

4) 受入れ体制の構築

・被災自治体の廃棄物部局の職員は、庁内職員と支援者の業務分担等を具体化しておく等、受援の計画を作成する。
・被災自治体の廃棄物部局の職員は、支援者の執務環境（デスクやパソコン等）を準備する。被災自治体職員のすぐそばに配置し、被災自治体職員がすぐ相談できる環境を整えることが望ましい。
・支援者の待機場所、定例ミーティングを開催できる環境を提供する。（場・環境の確保については、役所の被災等によって、困難な場合もあるが、可能な限り検討する。）
・過去の災害では、学識経験者等の自治体職員以外の支援者が庁内に自由に出入りできなかった事例があることから、あらかじめ災害対策本部の受援班と情報共有し、身分証明書を準備するなど円滑な支援が行えるようにする必要がある。

5) 支援者との情報共有

・支援者との調整会議を定期的（できれば毎日）に開催し、役割分担、作業内容及び進捗状況等を確認する。
・支援者にとっては不慣れな被災地で対応することになるため。定例会議等を通じて日々の活動状況やローテーションの状況を確認しつつ、メンタルヘルス等へ配慮することも必要である。

6) 継続的な支援の必要性の検討

・業務の実施状況や収集運搬・処理の状況、仮置場の状況を踏まえ、今後、必要な業務内容を整理する。引き続き支援が必要と判断される場合には、常駐支援の継続、または常駐支援は終了して電話や電子メール等による支援に切り替えるか支援者と協議する。
・引き続き常駐支援が必要と判断されるが、支援者の継続支援が困難な場合には、今後、発生しうる課題を聞き取り、支援者と協議して対応策を検討しておく。
・それでも支援が必要な場合には都道府県や地方環境事務所へ支援要請する。

4. 発災後、支援を受けるに当たって事前に準備すべき事項、配慮すべき事項

【支援者を受け入れる場合】

項目	準備内容
スペースの確保	●支援者が執務できるスペースや、活動拠点における作業スペース、待機・休憩スペースを可能な限り提供する。 ●可能な範囲で、支援側の駐車スペースを確保する。
資機材等の提供	●執務を行う上で必要な文具や、活動を行う上で必要な資機材を可能な範囲で提供する。
執務環境の整備	●執務できる環境として、可能な範囲で机、椅子、電話、インターネット回線等を用意する。
宿泊場所に関する 斡旋等	●支援者の宿泊場所の確保については、支援側での対応を基本とするが、紹介程度は行う。また、必要に応じて斡旋する。 ●被害状況によってホテル等の確保が困難な場合は、避難所となっていない公共施設や庁舎等の会議室、避難所の片隅等のスペースの提供を検討する。 ●就寝のための布団等を準備する。 ●長期的な支援を受ける場合には、支援者のための住まいを確保することも検討する。（東日本大震災では、支援者のために仮設住宅を確保した事例もある。）

【収集運搬支援を受ける場合】

項目	準備内容
収集運搬計画の立案	●支援先から派遣されてくる先遣隊と調整・協議して収集運搬計画を立案し、迅速に行動できるよう準備しておく。 ●災害廃棄物の集積所や仮置場等がわかる地図及び道路の被害状況等の情報を整理しておく。 ●高齢者や障害者等の災害弱者の情報を整理しておく。 ●応援車両の燃料を優先確保できるスタンド等を把握しておく。 ●「緊急車両」の表示幕を準備しておく。
スペースの確保	●応援車両の駐車スペースを確保する。
宿泊場所に関する 斡旋等	●支援者の宿泊場所の確保については、支援側での対応を基本とするが、紹介程度は行う。また、必要に応じて斡旋する。 ●被害状況によってホテル等の確保が困難な場合は、避難所となっていない公共施設や庁舎等の会議室、避難所の片隅等のスペースの提供を検討する。 ●就寝のための布団等を準備する。 ●応援車両の駐車スペースを確保する。
後発部隊への引継	●支援が後発部隊に引き継がれる場合には、要望事項や注意事項を後発部隊にも引き継ぐ。（※先発部隊に対して後発部隊への引継を要望しておくことも可）

5. 受援体制の検討時期

支援要請事項①～③の区分に沿って、受援体制の検討時期を整理した。

① 生活ごみや避難所ごみ、し尿、片付けごみの収集に係る人的・物的支援

生活ごみや避難所ごみには、生ごみ等の腐敗性廃棄物が含まれるため、最優先で処理する必要がある。またし尿は発災直後から迅速な集積運搬と処理が必要となる。そのため、生活ごみや避難所ごみ、し尿の収集運搬、処理に人的・物的支援が必要な場合には、発災直後から受援体制を構築し、支援を受け入れることが必要となる。

片付けごみは、水害の場合は発災直後から排出され、地震の場合は余震が収束して住民が避難所から自宅に戻れる頃から本格的に排出される。水害の場合は、地震災害と比べ片付けごみが排出されるまでには時間的な猶予が無いことに注意が必要である。

② 災害廃棄物の仮置場の管理・運営に係る人的・物的支援

被災市区町村は片付けごみを一時集積するために仮置場を設置することが必要となる。

片付けごみは、水害の場合は発災直後から排出され、地震の場合は余震が収束して住民が避難所から自宅に戻れる頃から本格的に排出される。そのため、水害の場合は、地震災害と比べ片付けごみが排出されるまでには時間的な猶予が無いことに注意が必要である。

③ 災害廃棄物処理に係る事務支援（実行計画の策定や補助金事務等）

発災直後は生活ごみや避難所ごみ、し尿、片付けごみへの対応が主となり、災害廃棄物処理実行計画の策定等の事務作業は、被災状況や被害規模が明らかとなった時点で検討を開始することになる。災害廃棄物実行計画を発災 1～2 か月後に公表することを目標とすると、応急対応の前半では受援体制を構築し、支援を受け入れることが急務となる。

資料：災害廃棄物対策指針 【技 8-3】平成 31 年 4 月 1 日作成

資料4 トイレ確保・管理チェックリスト（例）

項目 番号	仕事	いつ				★主担当 ◎担当 ○支援を記入	指 示 し た か	確 認 し た か	協働する団体名
		準 備	初 動	応 急	復 旧				
対策項目1 災害用トイレの確保・保管計画を作成する									
1-1	各避難所の既設トイレの汚水処理方法を確認する	◎				浄化槽・し尿処理、下水道担当、施設管理者	☐	☐	
1-2	各避難所の想定される最大避難者数を確認する	◎				浄化槽・し尿処理、下水道担当、施設管理者	☐	☐	
1-3	災害時の水洗トイレの使用ルールを作成する	◎				浄化槽・し尿処理、下水道担当	☐	☐	
1-4	災害時のトイレ（便器）の必要数の見積を実施する	◎				浄化槽・し尿処理、下水道担当、施設管理者	☐	☐	
1-5	携帯・簡易・仮設トイレの備蓄、マンホールトイレの整備を検討する	◎				浄化槽・し尿処理、下水道担当、防災担当、施設管理者	☐	☐	
1-6	屋外トイレの設置場所を確保する	◎				防災担当、施設管理者	☐	☐	
1-7	トイレの衛生管理に必要な物資等を確保する	◎				上水道担当、避難者	☐	☐	
対策項目2 汚水処理・使用済み携帯トイレの処理手段を確保する									
2-1	汲み取り業者等と災害時の協定を実施する	◎				浄化槽・し尿処理、下水道担当	☐	☐	汲み取り業者
2-2	避難所の汲み取り計画（回収場所・順序・回数）を作成する	○	◎			浄化槽・し尿処理、衛生担当	☐	☐	汲み取り業者
2-3	使用済み携帯トイレの保管場所を確保する	○	◎			施設管理者、衛生担当	☐	☐	
2-4	使用済み携帯トイレの回収方法、手段を確保する	○		◎		衛生担当	☐	☐	
対策項目3 多重的に災害用トイレを確保する									
3-1	備蓄している災害用トイレを避難所に届ける手段を確保する	◎	◎			防災・商工担当	☐	☐	トラック協会等
3-2	各避難所のトイレの不足数を把握する		◎	○		浄化槽・し尿処理担当	☐	☐	
3-3	簡易トイレ（段ボール式等の組立式を含む）の使用環境を確保する		◎	○		浄化槽・し尿処理担当、施設管理者、避難所派遣職員、避難者	☐	☐	
3-4	要配慮者専用トイレを確保する		◎	○		浄化槽・し尿処理担当、施設管理者、避難所派遣職員、避難者	☐	☐	
3-5	仮設トイレ（組立式トイレを含む）の使用環境を確保する			◎		浄化槽・し尿処理担当、施設管理者、避難所派遣職員、避難者	☐	☐	

項目 番号	仕事	いつ				★主担当 ◎担当 ○支援を記入	指示 した か	確 認 し た か	協働する団体名
		準備	初動	応急	復旧				
対策項目4 既設トイレの活用と不足するトイレの把握を実施する									
4-1	既設トイレの使用可能な個室(便器)を確認する		◎			施設管理者、避難所派遣職員	☐	☐	
4-2	既設トイレの水洗トイレの使用禁止等の設置を実施する		◎			施設管理者、避難所派遣職員	☐	☐	
4-3	備蓄してある携帯・簡易・組立式トイレを設置する		◎			施設管理者、避難所派遣職員、避難者	☐	☐	
4-4	マンホールトイレの使用環境を確保する			◎		施設管理者、避難所派遣職員、避難者	☐	☐	
4-5	避難者人数と使用できるトイレの数から、不足するトイレ(便器)数を把握し、要請を実施する			○		避難所派遣職員	☐	☐	
4-6	トイレの利用状況(並んでいないか、待ち時間はあるのか等)を把握する				○	運営委員会、避難者	☐	☐	
対策項目5 トイレの使用ルールを確保する									
5-1	トイレの使用ルールの周知、掲示を実施する	◎	◎	○		浄化槽・し尿処理、下水道担当	☐	☐	
5-2	トイレ用の履物を確保する		◎	○		商工担当	☐	☐	
5-3	正しい手洗い方法の周知、掲示を実施する			○		保健担当、運営委員会	☐	☐	NPO・ボランティア
5-4	トイレの男女別をわかりやすく表示を実施する			○		運営委員会	☐	☐	
5-5	トイレの防犯対策を使用者に呼びかけを実施する			○		防犯担当、運営委員会、避難者、地域住民	☐	☐	
5-6	女性や要配慮者に意見を求め、改善を実施する			○		運営委員会	☐	☐	
対策項目6 トイレの使用環境の改善を実施する									
6-1	高齢者、障害者用トイレの動線の安全性を確保する			○		運営委員会	☐	☐	NPO、ボランティア、社会福祉協議会
6-2	おむつや生理用品等を確保する		◎	○		商工担当	☐	☐	
6-3	ウェットティッシュ、消毒液(手指消毒用・環境整備用)、消臭剤を確保する	◎	○	○		商工担当	☐	☐	
6-4	おむつや生理用品のサンタリーボックスを確保する			○		商工、浄化槽・し尿処理担当	☐	☐	
6-5	防犯対策としてトイレの中と外に照明を確保する		◎	○		商工担当等、施設管理担当	☐	☐	

項目 番号	仕事	いつ				★主担当 ◎担当 ○支援を記入	指示 した か	確 認 し た か	協働する団体名
		準 備	初 動	応 急	復 旧				
6-6	仮設トイレ・マンホールトイレの防犯対策(施錠、防犯ブザー等)を実施する			○		防犯担当、避難所運営委員会	☐	☐	
6-7	手すりの設置・段差の解消を実施する	○		○		商工、営繕担当、教育委員会	☐	☐	避難所となる施設管理事務局
6-8	子供用のトイレ(便座)を確保する			○		商工担当	☐	☐	
対策項目7 トイレの特別ニーズ対応を実施する									
7-1	トイレに行くのに配慮が必要な人等の把握を実施する		◎	○		運営委員会、避難者	☐	☐	
7-2	配慮が必要な方のボランティアの要請を実施する			○		避難所派遣職員	☐	☐	応援職員
7-3	感染性患者が出たときの専用トイレを確保する			○		商工、浄化槽・し尿処理担当、運営委員会	☐	☐	
7-4	装具交換やおむつ交換のための折り畳み台を検討する			○		商工、浄化槽・し尿処理担当	☐	☐	
7-5	人口肛門・人口膀胱保有者のための装具交換スペースを検討する			○		商工、浄化槽・し尿処理担当	☐	☐	
7-6	トイレの待合スペース・風雨日除けの確保を検討する				○	商工、浄化槽・し尿処理担当	☐	☐	
対策項目8 トイレの清潔な衛生環境を確保する									
8-1	手洗い用の水・石鹸を確保する	◎		◎	○	商工担当	☐	☐	
8-2	手指消毒液を確保する	◎	◎			商工担当	☐	☐	
8-3	トイレ責任者とトイレ掃除当番を決めて役割分担を実施する			◎	○	運営委員会、避難者、地域住民	☐	☐	
8-4	トイレの掃除用具・使い捨て手袋・マスク・作業着等を確保する			○		商工、浄化槽・し尿処理担当	☐	☐	
8-5	防虫・除虫対策を実施する			○		浄化槽・し尿処理担当、避難所	☐	☐	

出典：避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン 平成28年4月 内閣府(防災担当)

資料 5 廃棄物処理施設等の点検項目

1. 焼却施設の点検事項（例）

点検箇所	点検内容
建築物	工場棟、煙突、管理棟 各種目視点検（亀裂、崩落、傾き 等）
電気系統	表示等各種目視点検、各種配線接合部損傷点検、各トランス目視点検、電力コンデンサーオイル漏れ点検
バッテリー室	目視点検、バッテリー盤内液漏れ点検
灯油設備	地下タンク油量及び油漏れ点検、灯油配管目視点検
危険物設備	目視点検（漏出）
薬品タンク	目視点検（漏出）
分析試験室	目視点検（危険な薬品）
エレベーター	停止状況確認、動作確認（搭乗しない）、保守業者へ連絡
ガス	ガス使用設備周辺臭気確認、元栓閉鎖確認、各ガス機器類点検
炉・ボイラー	炉内、炉壁、水管状態目視点検、設備本体及び基礎状態点検、各種配管状態点検
クレーン	ガーダー、クラブ上の機器点検、レール点検、ケーブル点検
水処理設備 高温水設備	各種点検、各種配管状態点検
汚水処理設備	各槽点検、各機器目視点検
バンカーゲート	油圧装置目視点検、油圧配管目視点検
粉碎機	油タンク及び配管ライン点検、本体及び基礎状態点検
計量	トラックスケール点検

2. 最終処分場の点検項目

時間	点検の種類	点検の目的	点検の内容
地震発生後 1～2日	緊急点検	廃棄物搬入可否の 判断	・目視点検(埋設地全体、施設全体) ・航空写真による処理場全体の点検(入手可能な場合)
～7日	初期点検	環境保全機能の 維持	・モニタリング孔による水質点検 (遮水機能の点検) ・地下水集排水管、浸出水集排水管の水量・水質点検 (遮水機能の点検) ・簡易測量による点検(固定点の座標点検)
～1か月	詳細点検	施設機能の回復	・貯留構造物(測量(平面測量、縦断測量、横断測量)) ・遮水工(埋立地の測量、漏水検知による点検、トレー サーによる点検) ・浸出水集排水管

資料 6 災害廃棄物（避難所ごみ、し尿を除く）発生量の推計方法

発生量(t)	被害棟数(棟) × 平均床面積(m ² /棟) × 発生原単位(t/m ²) × 係数 ※被害区分:全壊、半壊、焼失(木造・非木造)																										
種類別発生量	災害廃棄物発生量(t) × 災害廃棄物等の種類別割合																										
平均床面積	全 壊	木造:127 m ² /棟	RC造:1,454 m ² /棟																								
	半 壊	S造:281 m ² /棟	その他:102 m ² /棟																								
	焼 失	木造:127 m ² /棟	非木造:322 m ² /棟																								
発生原単位	全 壊	木造:0.696 t/m ²	RC造:1.107 t/m ²																								
	半 壊	S造:0.712 t/m ²	その他:0.838 t/m ²																								
	焼 失	木造:0.696 t/m ²	非木造:0.805 t/m ²																								
係数	全壊:1 半壊:0.2 焼失(木造):0.66 焼失(非木造):0.84																										
種類別割合	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th>全壊、半壊</th><th>火災(木造)</th><th>火災(非木造)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>可燃物(%)</td><td>18</td><td>0.1</td><td>0.1</td></tr> <tr> <td>不燃物(%)</td><td>18</td><td>65</td><td>20</td></tr> <tr> <td>コンクリートがら(%)</td><td>52</td><td>31</td><td>76</td></tr> <tr> <td>金属くず(%)</td><td>6.6</td><td>4</td><td>4</td></tr> <tr> <td>柱角材(%)</td><td>5.4</td><td>0</td><td>0</td></tr> </tbody> </table>			項目	全壊、半壊	火災(木造)	火災(非木造)	可燃物(%)	18	0.1	0.1	不燃物(%)	18	65	20	コンクリートがら(%)	52	31	76	金属くず(%)	6.6	4	4	柱角材(%)	5.4	0	0
項目	全壊、半壊	火災(木造)	火災(非木造)																								
可燃物(%)	18	0.1	0.1																								
不燃物(%)	18	65	20																								
コンクリートがら(%)	52	31	76																								
金属くず(%)	6.6	4	4																								
柱角材(%)	5.4	0	0																								

○平均床面積:「山梨県統計データバンク 市別構造別着工建築物」の平成 22～平成 26 年度の建物の数、床面積から算出

○発生原単位:「阪神・淡路大震災における災害廃棄物処理について」(平成 9 年 3 月 兵庫県)による

○係数:「災害廃棄物対策指針 技術資料」による

○種類別割合:「災害廃棄物対策指針 技術資料」南海トラフ巨大地震の想定(東日本大震災の処理実績に基づく種類別割合)による

○焼失による木造・非木造別の被害想定を行っていない場合には、木造と非木造の割合を 8 対 2 (県内の建物のおおよその構造別割合)として算出する

資料:山梨県災害廃棄物処理計画 平成 29 年 4 月 山梨県森林環境部

資料 7 廃石綿等・石綿含有廃棄物の適正処理

1. 廃石綿等・石綿含有廃棄物の適正処理

廃石綿等・石綿含有廃棄物 処理基準に従い、原則として平常時同様の処理を行うこと
【平常時】 ・産業廃棄物処理事業者による処理

【災害時】 ・自治体による災害廃棄物処理として実施 ・解体現場における確実な分別等を実施 ・一時保管場所における他の廃棄物との混入防止や適正な管理

2. 廃棄物の区分及び表示

◎廃棄物の区分		
	望ましい区分（4 区分）	必要な区分（3 区分）
1.	廃石綿等	廃石綿等
2.	石綿含有廃棄物	石綿含有廃棄物
3.	見なし石綿含有廃棄物（石綿含有と見なしたものの）	
4.	石綿不含の廃棄物（コンクリートガラ等）	石綿不含有の廃棄物
◎保管場所 保管場所には周囲に囲いを設け、見やすい箇所に、廃石綿等または石綿含有廃棄物の保管場所であることを示す掲示板を設ける。掲示板は、縦横 60cm 以上とし、保管場所の責任者の氏名又は名称及び連絡先等を表示。		

3. 分別収集・運搬

【廃石綿等】 ①収集・運搬に当たっては、他の物と区分する ②廃石綿等を収納したプラスチック袋等の破損などにより石綿を飛散させないように慎重に取扱う ③運搬車及び運搬容器は、廃石綿等が飛散、流出のおそれのないものとし、搬車両の荷台に覆いを掛ける
【石綿含有廃棄物】 ①収集・運搬に当たっては、他の物と区分する ②運搬車両は、石綿の飛散及び石綿含有廃棄物の落下を防止する構造とする

4. 自治体による一時保管

【廃石綿等】

- ・廃石綿等は原則として、一時保管場所への受入れを行わない
- ・やむを得ず、一時保管場場所に廃石綿等を受入れる場合には、適切な梱包・コンクリート固化等を行うこと。また、廃石綿等の分別は原則として行わない
- ・一時保管場所を設置する自治体は、以下の事項に関する受入れの基準を定める
 1. 受入れ荷姿（大きさ・梱包等）
 2. 受入れる廃棄物の区分（石綿に関して区分する）
 3. 必要な書類等

【石綿含有廃棄物】

- ・区分して適切に保管する
- ・収集・運搬のためやむを得ず破砕又は切断する場合には、散水等によって十分に湿潤化した後に、必要最小限度の破砕又は切断を行う。なお、処分又は再生のための破砕又は切断は原則禁止されている

5. 中間処理

廃石綿等及び石綿含有廃棄物の中間・無害化处理は、廃棄物処理法及び通知等に従い、都道府県知事等の許可又は環境大臣の認定を受けた施設において適切に実施すること。

- ・基本的に平常時と同様の技術的処理体制で臨むこと
- ・石綿含有廃棄物の破砕処理、切断処理等については禁止されている

6. 最終処分

廃石綿等及び石綿含有廃棄物の最終処分に当たっては、廃棄物処理法及び技術上の基準等に従い適切に処理すること。

- ・基本的に平常時と同様の処理体制で臨むこと

資料：「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」パンフレット

平成 24 年 5 月 環境省水・大気環境局大気環境課 抜粋

資料8 有害・危険製品の処理

1. 基本事項

有害性・危険性がある廃棄物が、地震や水害等より流出した場合、適切な収集・処理が行われずに放置されると、環境・健康への長期的影響や災害復興の障害を起こすことが多い。

「適正な処理が困難なもの」の一般的な処理方針を以下に示す。

- 産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を含む）に該当するものは、災害発生時においても平時と同様に事業者の責任において処理することを原則とする。
- 一般家庭から排出される「適正な処理が困難なもの」は、災害発生時に排出増加が予想されるため、初期段階で排出に関する優先順位（回収開始や通常運用まで排出しないなど）や適切な処理方法等について住民に広報するものとする。
- 業者引取ルートの整備等の対策を講じ、適正処理を推進することが重要である。また、そのため業者へ協力要請を行う。業者引取依頼等の対応については、広報等により住民への周知を図るとともに、相談窓口を設け、適正な廃棄・処理を推進する。

表1 対象とする有害・危険製品

区分	品目
有害性物資を含むもの	廃農薬類、殺虫剤、その他薬品（家庭薬品でないもの）
	塗料、ペンキ
	廃電池類（密閉型蓄電池、ニッケル・カドミウム電池、ボタン電池、カーバッテリー）
	廃蛍光灯、水銀温度計
危険性があるもの	灯油、ガソリン、エンジンオイル
	有機溶剤（シンナー等）
	高圧ガスボンベ
	カセットボンベ・スプレー缶
	消火器
感染性廃棄物（家庭）	使用済み注射器針、使い捨て注射器等

表1に示す品目を対象に注意点を整理する。

2. 有害・危険製品別の収集・処理方法について

- 各有害・危険製品の収集ルートが機能している場合：各指定引取・受入先での回収を依頼し、速やかに処理・リサイクルを行う。
- 各有害・危険製品の収集ルートが機能していない場合：仮置場／一次集積所にて一次保管し、指定引取場所の復旧を待つか、他の地域の指定引取場所へ転送し、処理・リサイクルを行う。

表2 有害・危険性廃棄物の収集・処理方法

項目		収集方法	収集関連問合せ先	処理方法
廃農薬類、殺虫剤、その他薬品（家庭薬品でないもの）		販売店、メーカーに回収依頼／廃棄物処理許可者に回収・処理	○J A（農協）、農薬販売店 ○産業廃棄物処理業者照会先 http://server-.zensanpairen.or.jp/index.php	中和、焼却
塗料、ペンキ		販売店、メーカーに回収依頼／廃棄物処理許可者に回収・処理		焼却
廃電池類	密閉型ニッケル・カドミウム（ニカド電池）、ニッケル水素電池、リチウムイオン電池	リサイクル協力店の回収（箱）へ	○リサイクル協力店照会先（社）J B R C http://www.jbrc.net./hp/contents/index.html	破碎、選別、リサイクル
	ボタン電池	電器店等の回収（箱）へ	○ボタン電池回収協力店照会先（社）電池工業会 http://www.botankaishu.jp/srch/srch10.php	破碎、選別、リサイクル
	カーバッテリー	リサイクルを実施しているカー用品店・ガソリンスタンドへ		破碎、選別、リサイクル（金属回収）
廃蛍光灯		回収（リサイクル）を行っている事業者へ		破碎、選別、リサイクル（カレット、水銀回収）
灯油、ガソリン、エンジンオイル		購入店、ガソリンスタンドへ		焼却、リサイクル
有機溶剤（シンナー等）		販売店、メーカーに回収依頼／廃棄物処理許可者に回収・処理依頼		焼却
ガスボンベ		引取販売店への返却依頼	○（社）エルピーガス協会 http://www.japanlpg.or.jp/index.html	再利用、リサイクル
カセットボンベ・スプレー缶		使い切ってから自治体の排出先に排出		破碎
消火器		販売店、メーカー、廃棄物処理許可者に依頼	○特定窓口、指定引取場所照会先（株）消火器リサイクル推進センター http://www.ferpc.jp/index.html	破碎、選別、リサイクル
使用済み注射器針、使い捨て注射器		地域によって自治体で有害ごみとして収集、指定医療機関で回収（例：使用済み注射器針回収薬局等）		焼却・溶融、埋立

または、一次保管施設を新たな指定引取場所とし、運搬・処理業者と直接やりとりをすることで、速やかに処理・リサイクルを行う方法も考えられる。

3. 廃農薬類

(1) 「使用残農薬の管理と処分について（平成16年12月改訂）」（<http://www.jcpa.or.jp/>）を参考にする。

(2) 災害廃棄物となって回収された場合には、次の点に注意する。

・容器内に残った農薬

○容器内に残っている農薬は誤用、誤飲、誤食等为了避免するため他の容器に移しかえない。

○容器内に残っている農薬及び使用済み容器に付着した農薬を河川、湖沼、用水路、下水等の水系に廃棄しない。

○揮発性農薬の入った缶状の容器の場合：農薬工業会作成の「使用済み容器中の付着農薬の除去と空容器の処分について（平成 16 年 12 月）に従って処分する。

- ・農薬をやむを得ず廃棄する場合

○可能な限り、許可を受けた廃棄物処理業者に処理を委託する。

(3) 特に注意すべき点

- ・毒物や劇物の場合は、毒物及び劇物取締法により、保管・運搬を含め業者登録が必要で、廃棄方法も品目ごとに定められている。
- ・シマジン、チウラム、ベンチオカーブ（チオベンカルブ）、有機リン化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメントン、EPN に限る）、D-D（1,3-ジクロロプロペン）を一定以上の割合で含むものや、強酸・強アルカリに類するものは特別管理産業廃棄物に区分されることがある。
- ・液状の製剤等は産業廃棄物（廃酸・廃アルカリに分類）と判断される場合もあるので、農薬の廃棄は、保管、輸送、処理委託も含め十分な確認が必要である。

(5) 保管に際しては、風雨により流出することのないよう、屋根のある屋内で保管するか、屋外の場合には、防水性のビニールシートで全体を覆う（底面含む）ことが望ましい。

4. 塗料・ペンキ

(1) 災害廃棄物中から分別された塗料が、産業廃棄物に属するものである場合、運搬・処理は許可を受けた業者に委託することが望ましい。

(2) 一般家庭で使用されるような、少量の塗料・ペンキの場合、基本的に液体状態では、廃棄することができない。使い切ってから廃棄することを原則とする。処理処分せざるを得ない場合は以下のように処分する。

- ・塗料そのもの：塗料をできるだけかき出し、新聞紙等に塗り広げて乾燥させてから可燃ごみとして処理する。塗料処理剤を用い、固化・粉末状態にして新聞紙、ポリ袋に入れ可燃ごみとして焼却処理する方法もある。
- ・容器：容器の中の塗料を出しきって（容器の内側についた塗料が底に溜まらない程度）から、火気のない屋外で容器内の塗料を十分乾燥させてから不燃（または金属等、市の分別に合わせる）ごみとして処分する（プラスチック容器の場合はプラスチックとして処分する）。
- ・使いかけのエアゾール製品：必ず中身を出しきり、完全にガスを抜いてから捨てる。ガスを抜く際、容器に穴をあけない。また爆発の危険があるため火中には絶対投じない。ガスを抜いた後、容器、キャップそれぞれ市の分別に合わせて排出する。
- ・古い物の場合、フロンガスを含む場合があり、可能な限り確認・保管する。

5. 廃乾電池

- ・可能な限り分別して集積所に保管し、平時の回収ルートにのせる。水銀が含まれるボタン電池等は、容器を指定して保管し、回収ルートが確立するまで保管する。
- ・リチウム電池は発火の可能性等があるため注意する。（リチウム電池を搭載する小型家電製品等は、可燃性廃棄物とは分離保管する。）

6. 廃蛍光灯

- ・可能な限り平時の回収ルート（リサイクル）にのせることが望ましい。排出量は膨大でないと考えられることから、仮置場や一次集積所で、平時の回収ルートが構築されるか、処理・資源化可能な施設への輸送が現実化するまで保管する。
- ・破損のおそれがあるため、ドラム缶等に入れておく方がよい。

7. 高圧ガスボンベ

- ・水害等により流出したボンベ、災害廃棄物や土砂に埋もれたボンベは、ガス漏れによる中毒、発火、爆発等のおそれがあり、収集・運搬時も慎重な取り扱いが必要である。
- ・現場では、流出ボンベを発見した場合、近寄ったり触れたりしない。自ら回収・集積することは避け、関係団体に連絡する。
- ・容器置場に収まらない場合は、暫定的に敷地内で仮置きする必要がある。なお、所有者が判明した容器は、所有者に返還するが、所有者が不明等のボンベは、集積できる場所が必要となる。

表3 高圧ガスボンベの内容物と外観

ガスの種類	ボンベの色	ガスの性質
L P ガス	一般的にねずみ色	可燃性ガス
酸素	黒色	支燃性ガス
アセチレン	褐色	可燃性ガス

8. カセットボンベ・スプレー缶

- ・内部にガスが残存しているボンベは、重機による作業や運搬車両への積み込み、破碎や選別作業時に、発火、爆発の危険がある。可能な限り他の廃棄物と分離する必要がある。
- ・古い物の場合、フロンガスを含む場合があり、可能な限り確認・保管する。
- ・分離したボンベは、内部のガスを抜く作業が必要である。その際、次の点に注意する。
 - ガス抜き作業は、換気、自然通風が十分な場所で行う。可能であれば、屋外で実施することが望ましい。
 - メーカーの注意書き（中身排出機構の説明等）に従って作業を行う。
 - 火気、サーモスタットその他の点火源となるもののない場所で行う。
 - 尖った針等で穴をあける作業は、火花により発火することもあるため、穴をあけずにスプレーボタンを使って中身を出しきる。具体的な手法については、東京消防庁（http://www.tfd.tokyo.jp/lfe/topics/gas_cylinder01.html）等が参考になる。

【参考】東日本大震災におけるエルピーガス協会によるガスボンベ回収（具体的方法）

- ・ 指定した地域において小グループ（4～5人程度、車2台程度）で被災地を回る。
- ・ 災害廃棄物撤去作業が進んでいるところを順次回り回収する。回収の際には、バルブを閉める等の保安上の応急処置をする。また、LPガス以外の高圧ガスボンベを見つけた場合も回収に協力する。
- ・ 回収したボンベは、あらかじめ各県内の充てん所を決めておき、そこに集積する。

9. 消火器

- ・ 仮置場や一次集積所に分別された消火器は、混合ごみから抜き出しておく必要がある。
- ・ 焼却は通常、基本的に(株)消火器リサイクル推進センター (<http://www.ferpc.jp/index.html>) によって回収・リサイクルが行われる。なお、消火器が解体されるなど、バラバラの状態では受付はできないと考えられる。
- ・ 消火器の収集運搬の際は、廃消火器や廃消火薬剤が飛散・漏えいしないように処置する。安全栓の有無を確認すると同時に、中身が漏れている場合は袋に入れる。

資料：災害廃棄物分別・処理 実務マニュアル 一般社団法人 廃棄物資源循環学会・編著

資料9 支援物資をごみにしないための留意点

【基本的事項】	
	・被災地への支援としては支援物資を送るという方法も一般的であるが、個人の不要物が送られる場合や、大量の支援物資を仕分けや消費ができずごみになってしまうなどの問題がある。また、避難所の人数分の数量がないために配布されない問題もある。 ・これらの問題を防ぐため、状況に応じて個人から直接おくれる支援物資は受入れないことを検討・公表する。 ・被災者のニーズを把握し、発信する仕組み、荷解きや仕分けなどの現地での作業負担を減らす仕組みを構築する。
【物資支援の留意点】	
ライフラインや道路網等の復旧ができていない初期の生活必需物資の支援については、自衛隊により行われる。ある程度ライフラインや道路網等が復旧した段階での留意点を以下に示す。	
(1) 大規模避難所や仮設住宅以外の被災者ニーズも把握、発信する	
	支援物資の需要と供給のギャップを解消するため、NPOや自治体によって受入れを規模するもののリスト、送り先、募集期間などを公表する。
(2) できる限り、現地で荷解き・仕分け・荷づくりの負担を減らす	
	現地の作業負担を減らすために、可能なかぎり避難所への直接配送を依頼し、物資だけでなく車両や人員も要請する。
(3) 必要物資のリストをウェブサイトで管理する	
	必要な物資のリストはウェブサイト等で一元的に管理し、支援者が決まった物資をリストから随時削除できるようにすることも効率的な物資支援システムとして期待される。
(4) 個人に求めるものが多様なものについては、個人で選べる形式が望ましい	
	現地のニーズは刻々と変化するため、緊急的な支援が終わり、生活や事業活動を立て直す段階になると、個人のニーズが多様になる。そのため、行政等による支援が難しくなるが、多くの財産を失った被災者が全て自身で調達することは困難であるため、NPOや企業と連携した支援を実現し、被災者に知らせることが重要である。
(5) 現地調達で物資支援が可能ならば、経済復興支援の観点からできる限り現地調達を心がける	
	被災地の経済復興支援の観点から、ネットショッピングを活用して可能な限り現地調達を行うことが望ましい。
(6) 平等分配にこだわりすぎず、柔軟な対応を心がける	
	平等に配れないためにその物資が必要な人に届かないことがしばしばみられるが、分配ルールを工夫したり、NPO等に任せたりするなど、柔軟に必要な人に必要なものを届けられる仕組みを作ることが必要である。
(7) 避難所間の物資情報の共有と循環便による調整の仕組みを作る	
	物資情報を共有し、避難所間で物資の偏りがないよう調整する。

資料：災害廃棄物対策指針【技1-22】平成26年3月31日作成

資料 10 環境省における災害関係事業について

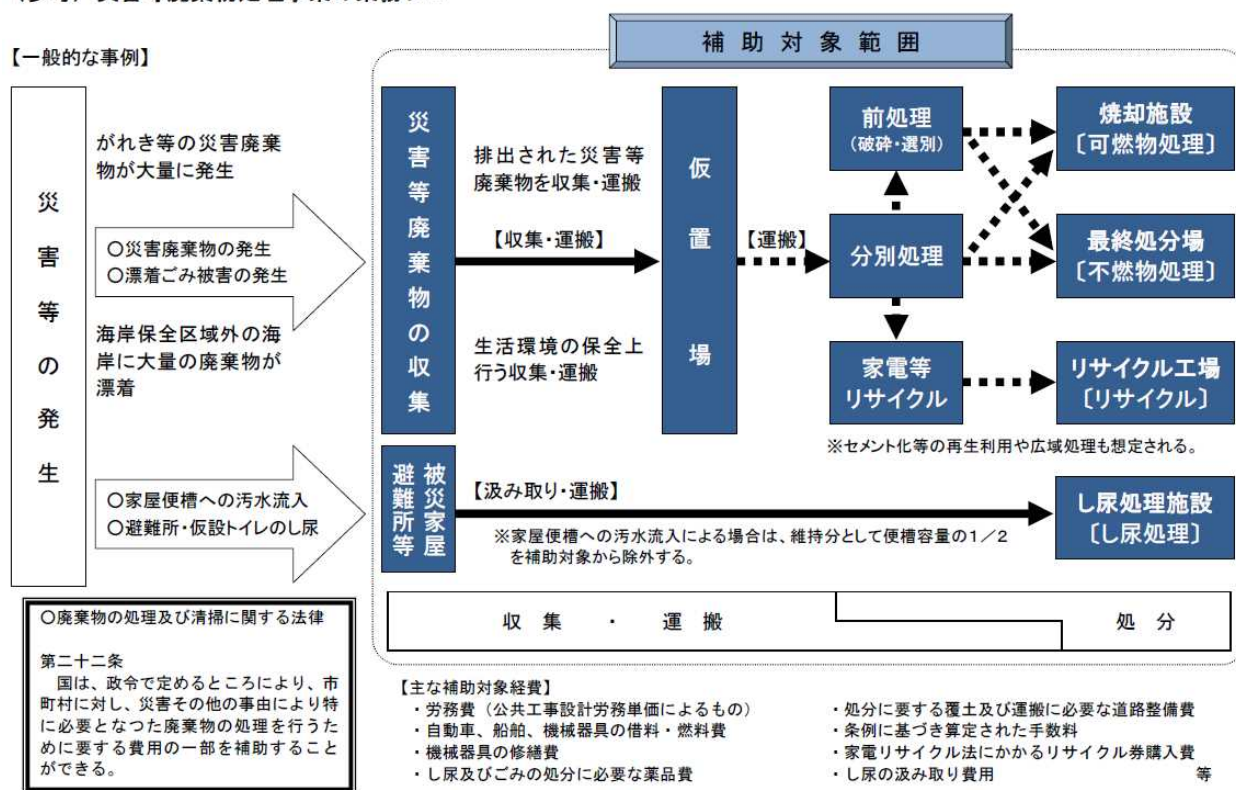
環境省における災害関係事業は、「災害等廃棄物処理事業」、「廃棄物処理施設災害復旧事業」の2種類

➤ 災害等廃棄物処理事業 (概要) 暴風、洪水、高潮、地震、台風等その他の異常な天然現象による被災及び海岸保全区域外の海岸への大量の廃棄物の漂着被害に伴い、市町村等が実施する災害等廃棄物の処理に係る費用について、「災害等廃棄物処理事業費補助金」により被災市町村等を財政的に支援。 ①事業主体 市町村等（一部事務組合、広域連合、特別区を含む） ②補助率 1/2 ③補助根拠 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第22条 (参考) 災害等廃棄物処理事業の沿革 ・清掃法（昭和29年法律第72号、廃棄物処理法の前身）第18条に国庫補助の趣旨が規定 ・廃棄物処理法（昭和45年法律第137号）の制定に伴い第22条に趣旨が規定 ・平成19年に災害起因以外の海岸漂着物による漂着被害について補助メニューとして追加	
➤ 廃棄物処理施設災害復旧事業 (概要) 災害により被害を受けた廃棄物処理施設を原形に復旧する事業並びに応急復旧事業。 ①事業主体 市町村、廃棄物処理センター・PFI選定事業者・広域臨海環境整備センター、日本環境安全事業株式会社 ②補助率 1/2 ③補助根拠 予算補助（東日本大震災は法律補助） (参考) 廃棄物処理施設災害復旧事業の沿革 ・平成5年度まで及び平成8年度以降は立目流用により対応 ・平成6、7年度は、阪神・淡路大震災による被害等について立項立目のうえ補正予算対応 ・平成26年度予算から当初予算に計上	

災害等廃棄物処理事業費補助金について

補助金名	災害等廃棄物処理事業費補助金	
発生原因	災 害 起 因	災害起因ではない
対象事業		
	○災害のために実施した廃棄物の収集、運搬及び処分 ○災害に伴って便槽に流入した汚水の収集、運搬及び処分 ○仮設便所、集団避難所等から排出されたし尿の収集、運搬及び処分（災害救助法に基づく避難所の開設期間内に限る） ○国内災害により海岸保全区域外の海岸に漂着した廃棄物の収集、運搬及び処分	○海岸保全区域外の海岸に漂着した廃棄物（漂着ごみ）の収集、運搬及び処分
補助先	市町村（一部事務組合、広域連合、特別区を含む）	
要件	指定市：事業費80万円以上、市町村：事業費40万円以上	
	○降雨：最大24時間雨量が80mm以上によるもの ○暴風：最大風速（10分間の平均風速）15m/sec以上によるもの ○高潮：最大風速15m/sec以上の暴風によるもの 等	○1市町村（1一部事務組合）における処理量が150㎡以上のもの ○海岸保全区域外の海岸への漂着 ○通常の管理を著しく怠り、異常に堆積させたものは除く 等
補助率	1/2	
財務局会	あり	なし
査定方法	○災害廃棄物の処理完了前に査定を行う場合は、原則として、現地にて被災状況、仮置場の状況等を確認し、査定を行う。 ○災害廃棄物の処理完了後は、当該都道府県庁舎等において机上査定を行う。	○原則、漂着ごみの処理完了後に、地方環境事務所庁舎において机上査定を行う。 ○漂着ごみの処理完了前にヒアリングを行う場合は、現地又は当該都道府県庁舎にて被災状況、仮置場の状況等を確認し、査定を行ってもよい。

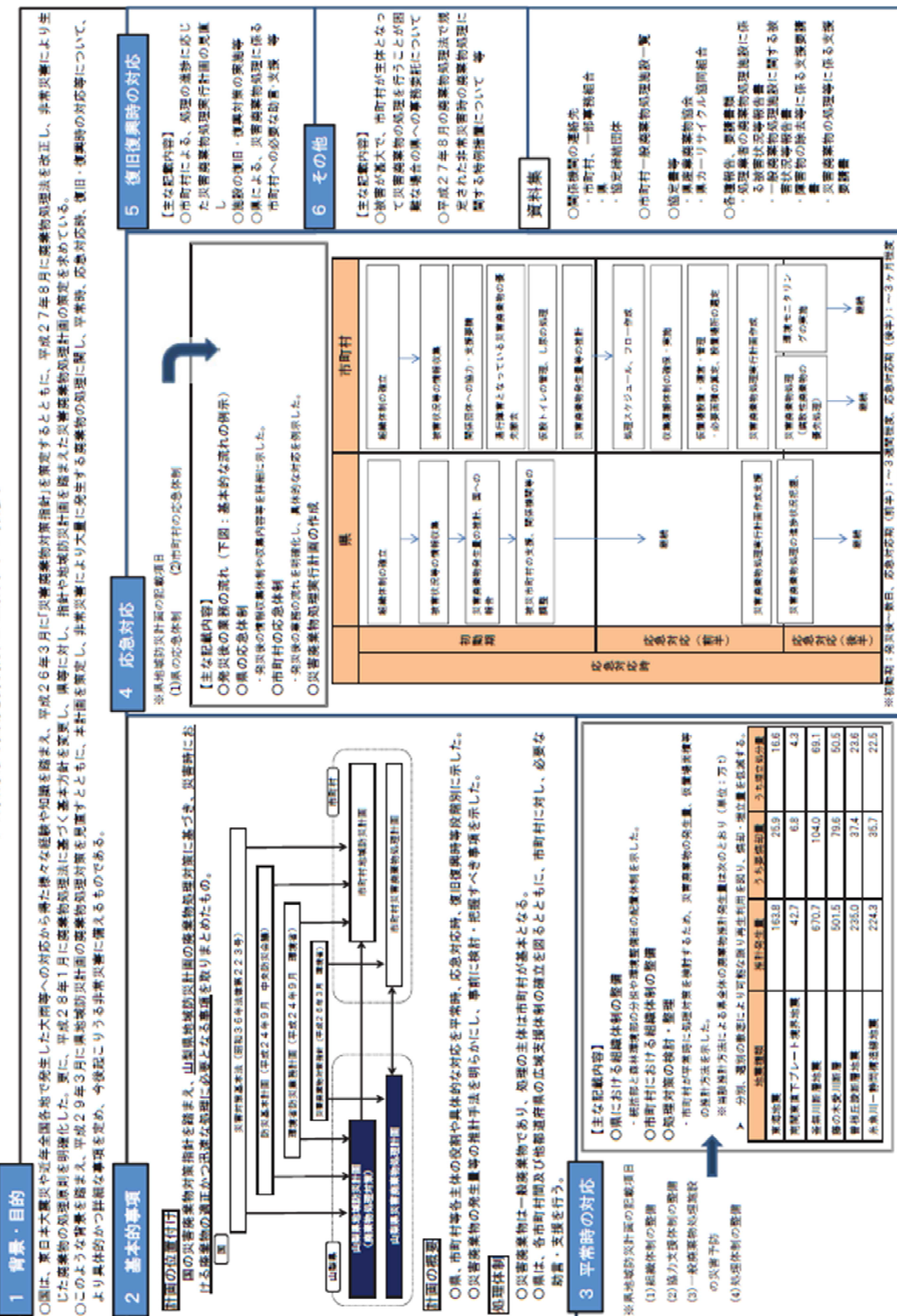
(参考) 災害等廃棄物処理事業の業務フロー



資料：環境省 災害廃棄物等処理事業費補助金について

環境省 災害関係業務事務処理マニュアル（自治体事務担当者用）

山梨県災害廃棄物処理計画の概要



資料 12 富士吉田市の過去の災害履歴

1 過去の主な一般災害

災害区分	災害発生日	被災地域	被害状況
風水害 (台風7号)	昭和34年8月14日	富士吉田市全域	被災総数112世帯、392人 住宅全壊8戸、半壊104戸
風水害 (台風15号)	昭和34年9月26日	富士吉田市全域	被災総数450世帯、1,575人 住宅全壊5戸、半壊15戸 準半壊80戸、小破損350戸
雪代	昭和36年4月6日	宮川流域	床上浸水44戸、床下土砂流入70戸 流失家屋1戸
風水害 (台風26号)	昭和41年9月26日	富士吉田市全域	重傷者2人、軽傷者8人 住宅全壊225戸、半壊34戸 床上浸水43戸、床下浸水18戸 小破損320戸 農作物被害1億8千万円
風水害 (台風5号)	昭和58年8月16日	新倉地区	床上浸水67戸、床下浸水78戸 道路決壊3箇所 山崩れ5箇所
風水害 (台風12号)	平成3年8月20日	向原地区	全壊1戸、半壊8戸 床上浸水76戸、床下浸水103戸
大雪（雪害）	平成10年1月14日～16日	富士吉田市全域	重傷者1名、軽症者1名、非住家全 壊11戸、半壊1戸、鉄道不通
風水害 (台風12号)	平成23年9月1日～5日	富士吉田市全域	床下浸水1戸 土砂崩れ22箇所
風水害 (台風15号)	平成23年9月21日	富士吉田市全域	床上浸水4戸、床下浸水6戸 土砂崩れ11箇所
大雪（雪害）	平成26年2月14日～15日	富士吉田市全域	積雪量143cm、死者1人、住宅全壊 3戸、半壊3戸 一部損壊36戸、農業関係施設64 棟、公共施設2件、避難者166名、 中央道・富士五湖道・R137・R138 ・R139通行不能、鉄道普通

2 過去の主な地震災害

災害発生日	被害状況
1707(宝永4). 11. 23	未明から富士山大噴火、関東一円に砂が降り、宝永山が出現する。
1854(安政元). 11. 4	朝五ツ半時東海・東山・南海諸道に大地震、甲州各地に激甚な被害を与える。(安政大地震M8. 4)(溫恭院殿御実記)
1918(大正7). 6. 26	神奈川県西部を震央とする地震(M6. 3)、谷村、鯉沢等に被害
1923(大正12). 9. 1	関東大地震(M7. 9甲府震度6)、県内死者20人、負傷者116人、全壊家屋1, 761棟半壊4, 992棟、地盤の液状化現象3箇所
1944(昭和19). 12. 7	東南海地震(M7. 9)で甲府にも被害
1996(平成8). 3. 6	山梨県東部地震(M5. 8富士吉田市震度5)本市では、水源の汚濁により断水となり3, 600世帯、9, 000人に影響
2011(平成23). 3. 11	東日本大震災(M9. 0富士吉田市震度4)市内全域で停電 水源の汚濁により断水となり4, 000世帯、10, 000人に影響
2011(平成23). 3. 15	静岡県東部地震(M6. 0富士吉田市震度5弱)本市負傷者1人、下吉田の一部地域で断水